

いまこそ法教育プログラム〈前編〉

— 座談会：6つの委員会による実践とこれから —

法的な知識や考え方の教育は全ての人にとって生きていくうえで欠かせないものです。特に2022年4月の成人年齢の引下げにより若者への法教育の必要性はより一層高まっています。

当会ではこのような法教育の必要性に応えるため多様な法教育プログラムを用意し、活発に活動しております。

そこで、2号連続で当会の法教育について特集し、本号では前編として当会の法教育の概要や法教育に携わる委員会の座談会をお送りします。

LIBRA 編集会議 草木良文、西川達也、佐藤顕子、酒井昌弘

CONTENTS

〈前編〉1 当会法教育の概要	2頁
2 座談会「法教育の実践とこれから」	4頁
3 資料：法教育プログラム一覧	15頁

1 当会法教育の概要

2024年度法教育総合センター本部長代行 中嶋 靖史 (47期)



1 当会の法教育と法教育総合センター設立の経緯

とある懇親会で時の副会長から「よろしく頼むね」という一言があった。「んっ？ 何かな？」と思ったら、そのあと続けて「法教育協議会よろしくね」との依頼であった。この一言が私と法教育総合センターとの出会いに繋がった。

当会の法教育授業は各委員会が独自に行っており、それぞれに歴史と文化がある。参加型の民事、刑事の模擬裁判やロールプレイのほか、各種委員会による活動分野についての講義など、多種多様であり、実施件数も圧倒的に多く、他会の追随を許さない。私が以前法教育委員会（当時は「法教育センター運営委員会」）の委員長を務めていた時、担当事務局の方に「東弁の

法教育はすごいです！」と言ってもらえたのが、今でも心の中に焼き付いている。

多数の委員会で多くの法教育授業を行うと、当会の法教育の全体像が分からない、お互いどんなことをやっているのか分からない、といった弊害も生じる。その対策として2012年度に作られたのが「法教育サミット」である（LIBRA2013年6月号参照*1）。

今まで、縦割りだったものに対して横に串を刺すというこの法教育サミットは大きな意義を有していたが、人的、財政的な体制作り、会全体としての広報などは今後の課題として残された。

話を遡ると、今の法教育委員会が担っている刑事模擬裁判は会派の若手弁護士が中心となって始め、広報委員会の見学部会（後の法教育部会）が行うようにな

っていた。2004年度この法教育部会を広報委員会から独立させる、という案が理事者から出され、部会員からは猛反発が起きた。激しい議論の末、部会で行っている法教育活動はそのままやり、ただ、組織としては独立の委員会とすることになり、2005年度に「法教育センター運営委員会」が誕生した。

話を元に戻すと、法教育サミットの時に残った課題を実現するべく2016年に「法教育に関する協議会」が誕生した。同協議会は法教育を行う各委員会で構成され、「法、司法手続及び司法制度などに関する知識や考え方の習得のために、実践的かつ継続的な教育を実施することを目的として」設置された。役割は情報共有と相互理解、そして体制作りには広報活動、このような形で法教育サミットは発展的に解消された。

そしてこの協議会が2017年「法教育総合センター」として衣替えをする。2005年に「法教育センター運営委員会」ができて以来感じていた、運営する委員会はあるものの運営されるべき「法教育センター」とはなんぞや、というもやもやは解消された。

2 法教育総合センター及び法教育授業の意義・役割

法教育総合センター（以下「当センター」という）の役割は、端的に言えば、法教育を実施する各委員会の連絡調整、政策提言、予算交渉、各委員会の連携等である。

当センターに参加している委員会等は全部で16あり、そのうち11の委員会で法教育授業を行っている。まずは、これらの授業が一覧できる冊子、法教育パンフレットを作り、また、それに沿ってウェブサイトも改訂を行った。また、学校等からの申込先も当センターに一本化し、申込内容を見て各委員会に振り分ける方法に変えた。講師日当も当センターに全て集約することとなった。さらには各委員会が行っている授業のプレゼンをやってもらい、相互理解を深め連携を強化することによって、当会がどのような法教育授業を行っているのか、内容面でも予算面でも全体像を把握できるようにした。

近年は広報や財政問題に取り組んだ結果、各年度

の増減はあるものの、派遣件数*2は、コロナ禍という大きなマイナス要因を経ても、186件（2017年度）から195件（2024年度）と増加した。法教育サミット発足時（2012年度）には81件しかなかったことを考えると法教育が目覚ましい発展を遂げていることがわかる。財政面においては、学校からの謝礼額は約123万円（2017年度）から約284万円（2024年度）へ、日弁連からの費用補助は66万円（2017年度）から約78万円（2024年度）へと増加し、講師日当との収支差額は飛躍的に改善している。

それでも日当予算の金額だけを見ると他の委員会と比較して大きなものと映りがちであるが、それは、16の委員会で構成され、11の委員会でやっている200件に迫る講師日当を当センターに集約しているためであり、その点は御理解いただきたい。また、法教育授業は、未来を担う生徒等に法的思考力や法の知識を普及させ、問題解決能力を養い紛争を未然に防ぐという教育効果がある点は当然であるが、多数の生徒等に対し、弁護士の日常などを伝えることにより、弁護士を身近に感じてもらうことができ、気軽に弁護士に相談できるんだということを伝えることもできる。さらには法曹に興味を持つ生徒等に対しては弁護士の魅力などを伝え、より一層法曹に興味を持ってもらうことができ、将来の法曹獲得にも寄与している。実際に当会の法教育授業がきっかけで法律に興味を持ち、法曹になった元生徒等は相当数に上り、その中には当会の会員として今度は講師として活躍している会員もいる。このように法教育授業は弁護士会の広報活動という面からも法曹獲得という面からも有益な活動であるという点を、どうか御理解いただきたい。

また、実際に授業を行っている会員の多くは60～70期代が多数を占めている。法教育活動は若手の活躍の場であり、会務活動への参加の入口ともなっている。

会員各位におかれては、このような活動を温かい目で見ていただき、御理解、御協力を賜りたい。また、法教育活動に興味のある会員は是非講師として学校へ赴いてほしい。この活動は「学校へ行こう！」という合い言葉から始まった。

*1：https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_06/p02-11.pdf

*2：派遣件数の統計資料は、当時の管理方法等により数字が異なる。



2 座談会「法教育の実践とこれから」

日時 2025年3月7日(金) 午前11時～ 場所 弁護士会館 502 号室

出席者 *敬称略

民事介入暴力対策特別委員会	松尾 宣宏 (58 期)
消費者問題特別委員会	佐伯 理華 (62 期)
性の平等に関する委員会	山本 真由美 (62 期)
子どもの人権と少年法に関する特別委員会	朝妻 理恵子 (63 期)
労働法制特別委員会	正木 順子 (64 期)
法教育委員会	木下 圭一 (67 期)
労働法制特別委員会	大石 遼 (68 期)
(司会) LIBRA 編集委員	草木 良文 (69 期)
LIBRA 編集委員	西川 達也 (61 期)

特色ある法教育活動

司会：本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして有り難うございます。日ごろ法教育活動をされている委員会の委員の方にお話を伺って参ります。まず、所属委員会と活動内容をお願いします。

木下：法教育委員会の木下圭一です。当委員会は、10年目前後の委員が委員長を務める若い委員会で、私は2023年度に委員長を務めました。

授業の内容は、刑事裁判傍聴、その他に民事、刑事の模擬裁判があります。模擬裁判はそれぞれ小学生向けと中高生向けに分けて実施しています。あとは、テーマに応じて、例えばマンションの住民がどうしたら一緒にうまく暮らしていけるのかのルール設定をするルール作りの授業と、弁護士とはどういう仕事をしているのかなどをお話する職業紹介の授業を行っています。

朝妻：子どもの人権と少年法に関する特別委員会（以下「子どもの権利委員会」という）の朝妻です。子どもの権利委員会では、いじめ予防授業を年に

50件から60件くらいやっています。非行予防授業もやっていて、そちらは年に1件か2件あるかなというような状態です。

私は委員会の中にある学校部会の副部長なのですが、その学校部会の中のいじめ予防授業PTのPT長をしています。

正木：労働法制特別委員会（以下「労働法制委員会」という）の正木と申します。私は現在、労働法制委員会の中に設置されている法教育部会の部会長を務めています。

私どもの委員会では、小学校、中学校、高校、大学、あと専門学校に出向きまして、労働法に関する授業を行っています。就職とかアルバイトということが身近になってくる、高校生、大学生、専門学校生に対しては、アルバイトをするときに起こり得る問題についてお話をしたり、就職活動のときに起こり得る問題についてお話をする授業を行っています。

最近は若くして起業する方もいらっしゃいますので、使用者として、法律上気を付けなければいけないことは何かということを理解していただくという観点

からも、授業の内容を構成するよう工夫しています。

大石：同じく労働法制委員会の大石と申します。私は正木弁護士と同じで、労働法制委員会の法教育部会に所属をしています。

基本的には正木弁護士の下で、実動部隊として法教育の現場に行っています。実動部隊は、多い人で年3、4回、少ない人だと1、2回現場に行っているかなというイメージです。

佐伯：消費者問題特別委員会（以下「消費者委員会」という）の佐伯と申します。消費者委員会内の消費者教育部会の部会長を2022年度から3年間担当していました。消費者教育部会では、都内の高校を中心に消費者講座の講師を派遣し、消費者被害防止のための授業を実施しています。成年年齢が18歳に引き下げられ、また、コロナ禍で若者のインターネット利用時間が増加したことも影響し、若者が副業詐欺等の消費者被害に巻き込まれることが増えているように感じます。お金のない若者の場合、消費者金融から借入させられて被害に遭うケースが目立ちます。そうした被害防止のための授業を中心に行っています。

山本：山本真由美と申します。性の平等に関する委員会（以下「性平等委員会」という）で、法教育PTに所属しています。性平等委員会には、DVPT、セクシュアル・マイノリティPT、労働PT、法教育PTがあるのですが、法教育PTではその他のPTに所属している委員が専門の知見をもって教材を作ったり、講座を実施することもできるので、その点ではとても流動的なPTであると思います。

松尾：民事介入暴力対策特別委員会（以下「民暴委員会」という）の松尾と申します。民暴委員会でやってい

る授業というのは、若者を犯罪集団から守るための授業ということで、警視庁暴力団対策課とタイアップして行っています。現在の中心はやはり闇バイト防止授業ですね。関連して、入口であるSNS問題とか、あとは薬物に関する授業もあります。

委員会の特性上、暴力団が背景にあるようなトピック、今だと暴力団に限らず、匿名・流動型犯罪集団、所謂トリュウがバックにあるような事件にどうしたら巻き込まれないか、あるいは巻き込まれてしまったらどうなるのかを取り上げています。

ニーズを取り入れた授業の実施

司会：法教育活動に使用する教材はどのように作られていますか。

山本：性平等委員会では、時代に応じて授業の内容をアップデートしています。今までデートDVの授業の中にハラスメント、性の多様性を入れていたのですが、新たにジェンダーの意識というものも入れることにしています。あとは、最近問題となっている性的同意も採り入れています。

朝妻：子どもの権利委員会は、授業前に学校との事前打合せを全件で実施しており、基本的には学校が要望するものにフィットする授業にするようにしています。定型の授業案はありますが、それとは全く違う

教材の例 子どもの人権と少年法に関する特別委員会

見逃される「いじめ」

Bには直すべき点があるかもしれない
だからといって
Bをいじめ 悪いことにはならない!

B ← ② A

「いじめ」は困りごとの解決方法として
「間違った手段」です!

Q 感じ方は同じかな…??

悪いこと
しちゃった

大きい?
小さい?

い
じ
め
た
め
人
を

イヤな気分…

深い?
浅い?

残る?
忘れる?

い
じ
め
た
め
人
を

ものとして最近、SNSいじめの授業案を作りまして、「LINE」のいじめとか、学校で実際に起こっているようなことを題材とした事例で授業を作り上げています。あと、いじめは発達特性がある子が発端となって発生することがあるので、障害、差別の視点も取り入れた授業を作るように取り組んでいます。

司会：子どもに興味を持ってもらったり、理解してもらうために工夫されている点はありますか。

朝妻：分かりやすい言葉遣いをするということですね。子どもたちに難しい言葉を使わないで、端的に伝えるためには、どのようにしたらよいか常に考えています。それから「PowerPoint」を見やすくする、文字を大きくするだとか、フォントに気を使うなどですね。

大石：労働法制委員会では、過去の授業に用いた「PowerPoint」が全部クラウドに入っていますので、学校側と打合せをさせていただいたときに、要望をヒアリングして、過去に近いものがあるかを探して、それをアップデートしていくという形です。

学校側からの要望で、多様化してきているものがハラスメントかなと思います。カスハラとか、就活のオワハラなどは取り上げてほしいという学校が増えてきていると感じます。

佐伯：消費者講座の実施にあたっては、できるだけ、眠らずに授業を聞いてもらえるよう、いろいろ工夫をしています。授業のところどころにクイズ形式の



民事介入暴力対策
特別委員会

松尾 宣宏 (58期)

質問を織り交ぜて手を挙げさせるなどして、授業への参加を促したり、被害事例の漫画をスライドで投影し、弁護士が登場人物になりきって寸劇をして理解を促したり、また、事前に生徒たちにアンケートを行って集計し、結果データを利用して授業を進めるなどして授業を受けている生徒たちに関心を持ってもらうよう努めたり、授業時間に余裕のあるときはワークショップを実施したりしています。

マルチ商法とか、最近流行のSNS型投資詐欺とか、パターンがだいたい決まっていますから、典型的な事例を知っておいてもらえれば、きっと被害防止の役に立つと思っています。ですから、なるべく、眠らずに授業を聞いてもらえるよう、メンバーで工夫しています。

木下：法教育委員会では、教材については過去の蓄積がだいぶありますし、ある意味、普遍的な内容なので、最近ではマイナーチェンジ、時代に合わせた設定の変更などが中心になっています。3年に一度くらい、授業のシナリオの数が少ないところを新たに補充して作るとか、そういうような活動をしています。

西川：模擬裁判のシナリオは何本かあるのですか。

木下：小学生刑事は2つ、小学生民事が1つ、中高生民事が3つで、中高生刑事が5つ、会計士会の授業とセットになっているオータムスクール専用の中高生刑事が1つあります。どれも諸先輩方にしっかりしたものを作っていたので、今でも使っています。

山本：性平等委員会では、時々あるのが例えばセクシュアル・マイノリティを扱うときに、学校側から当事者がいるから、またはセンシティブな問題だから、表現を変えてくれとか、逆に詳しく教えてほしいとか言われることがありますね。

教材の例 消費者問題特別委員会

トラブル事例 マルチ商法



質問

SNSで突然投資の情報を提供しているグループに組み込まれた。グループのやりとりをみると、グループの参加者は、FX取引の専門知識がある有名な先生の指示に従ってFX取引をして、皆大きな利益を上げている様子である。それを見たあなたは、

- A 自分も先生の指示に従って投資にチャレンジ
- B しばらく参加者のやりとりを眺めて様子を伺う
- C ブロックする



消費者問題特別委員会
佐伯 理華 (62期)

松尾：事前準備は、経験者の委員が必ず1人入って、なるべく対面で打合せをしています。

あとはNGワードがあることもあります。例えば学校の生徒さんだったら、自身が、もしくはその近親者がオーバードーズで自殺未遂をしたとか、例えばそういうことがあったりすると、薬物に関する授業でもアプローチとして慎重にならざるを得ない。トピックとして避けはしないんですけど。

他には、やはり下ネタになりかねない性犯罪のキーワードですかね。それがどこまで許容されるかというのは学校側とあらかじめコンセンサスを取っておくことなどが注意点になります。

授業担当者確保と育成

司会：出張授業を担当される委員の確保はどう工夫されていますか。

佐伯：コロナ禍でWEBでの委員会が増えてから、新規の担当者の確保が難しくなっているように感じます。やはり飲み会などを実施し、リアルで会う機会を設定すると、新しい人が参加しやすいようです。

西川：子どもの権利委員会は出張授業が年間約50回と多いですが、担当弁護士の確保はどうされていますか。

朝妻：結構大変ですね。新しい人なるべく入れるというのはあります。新規で登録されて、委員会に配属された人には声を掛けて、要件研修があるので、研修をとにかく受けてもらって、派遣しています。

ただ、その後2～3年すると、皆さん、もういいかなと思ってやめていくんですね。そこを引き留める方法を考えなければならないと思ってまして、やはりワンパターンのことを繰り返さないで、新しい



性の平等に関する委員会
山本 真由美 (62期)

授業があることをお伝えすることが大事なのかなというふうに思っています。でも、本当に講師集めは大変です。

西川：教える側もワンパターンにならないようにということですね。

朝妻：そうですね。土曜日の授業も結構多いんです。土曜日の申込みがあると、皆さん、やはり家庭があって、自分の子どもの学校公開があったりもするので結構大変です。

山本：性平等委員会では、以前、委員会が終わった後に、学校で普段やっている授業の模擬授業を委員の前でやってみて、それでハードルが高くないということを示して、こんな感じでやっているの、皆さんもぜひ参加してくださいというのをやったことがあります。

木下：法教育委員会も、授業と一緒に担当したことがあるとか、よく知った人はよく来てくれるというのは同じだと思います。あと、当委員会は夏休みジュニアロースクール*1を毎年7月に実施する際、研修員に、模擬裁判の裁判官役、検察官役、弁護士役を研修として体験してもらって委員会に根付いてもらうことが恒例になっています。

正木：労働法制委員会としては、授業をなるべく2人1組で行くようにお願いしています。1人は何度も行っていてくださっている委員と組んでいただくような形にしているので、授業の経験がないという方でも、取り組みやすいような工夫をしているところです。最近は若手の委員たちが積極的に手を挙げて行ってくさるので、なるべくそういう人たちが参加しやすいような工夫をするということと、任意に行ってくださいという環境をつくるということも工夫はしています。

*1：刑事裁判の傍聴、弁護士会館での民事・刑事模擬裁判を行うイベント <https://www.toben.or.jp/manabu/jr.html>



〈司会〉
LIBRA 編集委員
草木 良文 (69 期)

大石：学校からの授業の申込みがあると、希望される授業の概要が書いてある申込用紙をメーリングリストで流すんですね。以前からの継続の学校であれば、前年度、授業を担当された委員がそれに続けて、メーリングリストでこんな学校だったよとか、準備するほど大変じゃないよとか、いろいろな情報を回してくれています。

山本：性平等委員会では、学校側から「前年この弁護士さんをお願いしたので、今年もこの弁護士さんをお願いします」と指名が来るので、必然的にその学校はその委員で固定みたいなのがあります。

司会：学校から指名があった場合、基本的に指名された委員が行けますか。

正木：1人の方は指名していただいた委員と、あとはもう1人は別の方に行っているみたいです。ずっと同じ人が行くという固定的になるというのも、いい面も悪い面もあると思うので、どなたか少しずつ変わっていけるようにということは考えて、1人は交代するというような工夫はしています。

朝妻：いじめの授業も指名が結構ありますね。対外的には、講師の指名は承っていません、ということにしていますが、事実上、その方が行くことが比較的多いかなという状態です。

松尾：当委員会は警視庁の暴対課を通して授業の依頼

が来るので、学校から警視庁に申込みがあって、それを当会、一弁、二弁で割り振っています。

外部との連携

司会：警視庁との連携の話が出ましたが、行政と連携して授業を受け付ける、行政と一緒に活動されている委員会はありますか。

佐伯：消費者委員会では、2023年度に、消費者庁の受託事業として、「事業者等における新人向け消費者教育研修業務」というのを行ったことがあります。

受託したその年度中に、100社以上の企業に対して説明会を行い、60社以上の企業に講師を派遣し、しかも、消費者庁の事業である以上、派遣先は全国規模でなければならない、さらに、説明会実施先や講師派遣先の開拓、すなわち営業活動はすべて当会が担うという大掛かりな内容でした。

消費者教育部会のメンバーは限られており、また、当会が全国規模の営業活動をするのは困難であり、また、そもそも行政に物申す立場の弁護士会が行政の手足となって事業を行うのはどうなのかという意見もあり、いろいろ問題がありました。

朝妻：行政との連携は、多摩支部で結構進んでいて、いじめ予防授業は多摩支部ではいくつかの市と

連携して全校実施というのをしています。その一つに西東京市立中学校での全校実施があるのですが、約半数の学校については本会が授業を担当しています。

松尾：立川市は結構盛んで民暴委員会も小学校は10校ぐらい実施しているんじゃないかと。校長会などで、そういう話を聞いた先生がうちもみたいな感じで手を挙げて、警視庁に申し込むと

授業風景・教材の例

性の平等に関する委員会



自分は誰かの「もの」ではない。 対等な関係ってどうのこと？

- ▶ 付き合っている者同士で、「上下関係」はない
 - ▶ 考え方が違っても、自分の考えを押し付けない
 - ▶ 相手を独占するのではなく、友人関係や家族とのつながりも大事にする
 - ▶ お互いにイヤなことはイヤと言い、その言葉を尊重する
 - ▶ 怒鳴ったり暴力はグッとこらえて、静かに話し合いで解決する
 - ▶ 一緒にいると安心でき、笑顔でいられる関係にする
- ※付き合うことは怖いこと、悪いことじゃなくて、とてもステキなこと☆



36



子どもの人権と少年法に
関する特別委員会
朝妻 理恵子 (63期)

いう流れだと聞いたことがあります。

山本：性平等委員会でも、最近区役所の男女共同参画課から依頼が来ています。窓口が区役所の方で1本化されるのはいいところなんです。全部、資料もそちらの方に送ることができるので。ただ、学校の先生と事前に話ができないので、学校の細かいニーズとか、雰囲気とかはあまり掴めないまま、学校に行くというところがネックかなと思っています。だから、窓口は確かに区役所の方なんだけど、事前訪問とか、そういったことは充実した方がいいのかなと思いました。

木下：法教育委員会では、新宿区教育委員会からのご依頼により、10年目の教師の方々に模擬裁判等の授業を研修として実施してもらうということを行っていました。その研修を実施または見学した先生方に授業に取り入れていただくこともありました。

それと現在、法教育総合センター*2では、今年度から各自治体の教育委員会や校長会を訪問して、授業内容をご説明したり、先方のニーズの聞き取りをすることを始めており、来年度以降も継続していく予定です。

正木：労働法制委員会でも、行政との関係では、厚生労働省が法教育授業の委託事業をなさっておられて、そちらを、我々弁護士ではなくて、他士業の方々が受託されて、授業を実施されている実績が多いということを目にしました。そこで受託することを考えたんですけども、省の事業を受けると100件ぐらい授業に行かなければいけないとか、全国を回らなければならないとか、規模が大きすぎて。私どもの委員会で実動で活動しているのは20人ぐらいですから、それを実際にお受けするのは難しいのかなという判断



法教育委員会
木下 圭一 (67期)

に至りまして、そうした事業自体に関与するという
ことはない現状です。

法教育の意義

司会：皆さんの考える法教育の意義をお聞かせください。

佐伯：消費者委員会の消費者講座の目的は、消費者被害の防止です。若者だけでなく、高齢者も消費者被害が多いので、授業で聞いたことを、家に持ち帰って話してもらえれば、おじいちゃんおばあちゃんの被害防止にも役立つだろうと思っています。

また、私たちが学校に出向いて行って授業をすることで、授業を受けた子どもにとって、弁護士や法律が身近なものになると思います。

日本では、子どもにとって、裁判や法律があまり身近な存在ではないと感じます。例えば、有名な『トム・ソーヤーの冒険』では、子どもが法廷で証人に立つ場面が出てきますが、そのほかにも海外の児童書の中には、裁判シーンが出てくるものをよく見かけます。しかし、日本の児童書には、あまり裁判シーンは見当たらない。子ども時代に読む本の段階から、海外では裁判とか法律とかが子どもにとって近い存在なのに、日本は遠い存在なのだなと感じます。でもこれからは、日本でも裁判や法律を子どものうちから身近にしていく必要があるのだろうと。

だから、授業では、最後に、「弁護士に対する質問タイム」のような時間を作るなどして、できるだけ身近な存在に感じてもらえるよう努めています。

山本：終わった後の質問って、結構積極的に来ますか。

佐伯：その場で突然聞くと確かに積極的に手を挙げて質問する生徒は少ないですが、先にアンケートを取る

*2：法教育授業を実施している委員会などから集まった会員が法教育について活動報告、分析、協議する組織
＜参考＞以下、法教育総合センターのウェブページ「～法教育総合センターの成り立ち・活動内容～」より引用
<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/law-edu-center/>

などすれば、いろいろな質問が出てきます。

山本：性平等委員会でも、「質問がある人はどうぞ」と言っても、勇気がなくて、みんな言わなくて。ただ、休憩時間があると、実はこういうことで悩んでいるんですけど、これは弁護士に相談していいんですかとか言ってくれることはあるのですが、みんなの前で手を挙げてというのが難しいようで、そのような事前アンケートという工夫はいいなと思いました。

松尾：僕は授業中に指名して当てています。法教育をやることの意義としては、弁護士側と社会的な意義と両方あって、弁護士側の意義としては、若い人の意識についてアップデートできることですよね。闇バイトなどの特に怪しい文言について、これを怪しいと思わないんだということがあったり、一方で意外とすぐに怪しいと気付いたりとか。

社会的な意義としては、社会はきれいなことばかりではないということを伝えられることです。それを早いうちから教えるというのは、いろいろなことを考える



〈司会〉
LIBRA 編集委員
西川 達也 (61期)

きっかけになるんじゃないかと思います。

朝妻：子どもの権利委員会のいじめ予防授業は「いじめ」を、人権の視点から考える授業なんですね。なので、最初に常に人権の話をするんですけども、子どもたちに、人権っていったいどういうことなのか、人権を尊重するってどういうことなのかということを伝える機会になっているというのはすごく意義のあることだと思っています。

学校というのは集団での生活なので、どうしても人権という言葉が、「相手の人権を傷つけるから自分勝手しちゃだめよ」という感じで使われるんですけども、そもそも人権というのは、「あなた自身、そのままの自分でいいんだよ、そのままを尊重するんだよ」というところから始まっているので、そこを出発点を伝えてあげたいという気持ちはすごくあります。いじめの視点を通すけれども、人権について伝える授業ということで、私たちは授業をしているところです。

正木：労働法制委員会では人生で必ず体験する、働くという状況に置かれたときに、どういう問題に向き合うことになるのか、「問題に巻き込まれたときには相談窓口に行こうね」ということをお伝えしています。それから、若くして起業するという方も最近増えてきているので、ご自身が使用者となられたときに、働いてもらう人との間で、どういう問題を抱えていくのかということを先に知っておくということも、とても大事なことだと考えています。

もう一つ私たちが大事だなと思っていることは、私たちが授業に行って、お話しする姿を見て、弁護士に興味を持つ人が増えたらいいということです。弁護士の仕事が面白いなと思ってもらうということは、法律的に物事を考えたり、法律の側面からある問題を解決できるという私たちが持っている技術に興味を持ってもらえることだと思っていまして、それを一番実感してもらえるのって授業を通して私たち

教材の例 民事介入暴力対策特別委員会

闇バイト ステージⅡ

- 案内役からこんな指示が...

「案件」入りました。今度はタタキです。
6月●日朝8時から、☆☆線◆◆駅前
待機でいけますか？

【目的地】東京都☆☆区▽▽3丁目☆☆...
Yさん(77歳)...

在宅確認の番号は、03-◆◆★-●●◎...

気づいたら罰されるのは自分だけ...

「トクリュウ」: 匿名・流動型犯罪グループ

あれ、あいつらどこいった...?

俺が考えたんじゃないのに...?

- 誰が指示したか → わからない
- 「命令されたからやった」 → 言い訳にならない
- グループはすぐに消える → 助けてくれない
- 最後に捕まって責任を取るの → あなただけ



労働法制特別委員会
正木 順子 (64期)

の仕事を追体験してもらうことじゃないかというふうに思っているんですね。

昨今、法曹志願者が非常に減っているという問題は、我々の業界にとってはとても大きな問題で、志願者になるべくたくさんいて、切磋琢磨する中で法曹の技術の高さを保っていくことはとても大事だと思います。若い人たちに法曹への興味を持ってもらうことは、我々が授業をやっている大きな意義だと思いますし、私たちこそが一番強力な宣伝媒体であると自負しているので、それは弁護士会として法教育をするとても大きな価値ではないかなというふうに考えています。

法教育授業が弁護士になるきっかけに

司会：法教育授業を受けて、法曹を目指された方は実際にいますか。

木下：法教育委員会では、組織の変遷などがありましたが、一番最初に法教育授業を始めてから今年が30年目ということになります。少なくともここ10年はほぼ毎年、研修員に、法教育授業を受けて弁護士を目指したという方が必ずいらっしゃるようになりました。それも最近は複数名いるようになってきているので地道な効果が出てきているという状況にあると思います。

さらには、法教育授業を受けて弁護士になったという若手の委員が母校をはじめとする学校に授業に行ったりというような、いい循環が生まれつつある状況です。

西川：そうすると、10年前に当会の法教育授業を受けた方が、今当会の弁護士になっているくらいのスパンになるのですね。

木下：そうです。

西川：素晴らしいですね。



労働法制特別委員会
大石 遼 (68期)

司会：生徒は法教育授業を受けて、弁護士のこういった点がよいと思われたのでしょうか。

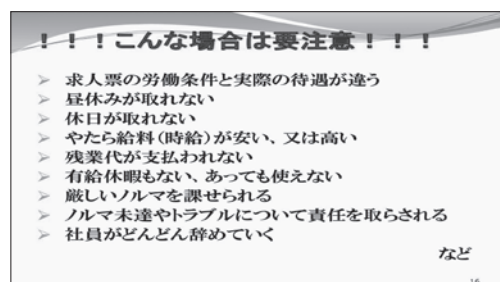
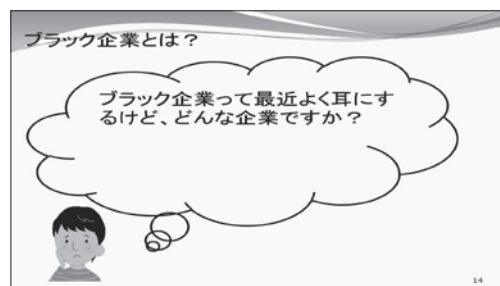
木下：それはもういろいろですね。見てかっこいいと思ったという人もいらっしゃるし、今まで裁判官や検察官になろうと思っていたけれども、判断者としてではなく、どのように話をまとめるか、その人のために考えていくという過程を法教育授業でまさに追体験をして、考える側に回りたいということ saying くださる方々もいらっしゃいます。

西川：授業に対する反応でうれしかった、よかったというようなエピソードがあればお聞かせください。

佐伯：消費者講座の授業をすると、それまで弁護士として堅くて、頭がよくて、近寄りがたい存在だったけれども、イメージが変わりましたみたいなことはよくアンケート結果に書いていただけます。

大石：労働法制委員会だと、特に高校生以上の授業の場合、アルバイトをしている人がすでに相当数いますので、自分がブラック企業に勤めていることが

教材の例 労働法制特別委員会



分かりましたとか、私はこれぐらいもらえることが分かりましたとか書いてあったりするので、その辺のリアクションは読んでいても面白いです。

山本：性平等委員会の場合だと、中学、高校が多いですね。中高生だとデートDVとか、セクシュアル・マイノリティについて、まったく知らなかった、学んだことがなかったということが多い。ですからいいところとえば、最近のSNSとかインターネットとかで間違った知識を得る前に、弁護士が接することで、正しい知識を教えることができるというところが、すごく意義があると思います。

木下：法教育委員会は他の委員会と違って、具体的なトピックが決まってないので、もう少しベーシックなところ、自分の意見をまとめて発表すること、相手の意見を聞いて受け止めて、必要があれば受け入れる、反論する、最後に場合によっては判断を下すこと、あとは事実と評価の違いとか、そういう法の考え方というようなものを扱っています。

学校の先生からよく言われるのが、普段はあんな

に発言しないのに、法教育授業では積極的だったとか、あとは事後的に、今までクラスの中でトラブルが起こりがちだったけれども、話をいったん受け止めた上で自分の意見が言えるようになったとか、そういう感想を頂戴していて、そうした社会における生活という中での意味もあるかなというふうに思っています。

コロナ禍の影響（授業の減少と対策）

司会：皆さんは法教育総合センターに所属されている委員会ですが、他の委員会の法教育活動で知らないこともあるかと思います。他の委員会に聞きたいことはありますか。

正木：最近授業の申込件数が減っています。コロナ前の方が数多くて、コロナのときはやはりだいぶ減ってはいたんですけど、コロナの前のころほど件数が戻ってきてない。それは皆さん同じような現象なのか、増やす方向でどのような工夫をされているのかお伺いしたいですね。

木下：傾向としては法教育委員会も同じでコロナ前はすごく伸び2018年が最多で、てんやわんやの状態だったのが、コロナで激減したような状態です。今年度はかなり戻ってきました。

あとは模擬裁判が多くなったり、裁判傍聴が多くなったり、社会のトレンドとか、学校のトレンドとか、申込者側のニーズとての変化があるようです。

佐伯：消費者委員会も、コロナ禍で一時期がぐんと減って、申込みがほぼゼロに近い年もありました。最近、また戻ってきていますが、コロナ禍前の水準までには戻っていないかもしれないですね。

教材の例 法教育委員会

【お読み】

アイドルグループお宝情報本事件

ジョービーは、数々の芸能人に関するお宝情報を持っている有名な雑誌です。内容は、女性アイドルグループ「D5（ディファイブ）」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

今週、ジョービーでは、ファンからの問い合わせで、「D5」と同じように「D5」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

そこで、いろいろお宝情報本を、メンバーのコンサートでの写真やテレビ出演中の写真などに比べて、最後の12ページでこれまでで最も多くのファンが読むことになったお宝情報本を、お宝情報本に入れることになりました。また、このお宝情報本は、1000万円の価値があります。

お宝情報本は、数々の芸能人に関するお宝情報を持っている有名な雑誌です。内容は、女性アイドルグループ「D5（ディファイブ）」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

今週、ジョービーでは、ファンからの問い合わせで、「D5」と同じように「D5」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

そこで、いろいろお宝情報本を、メンバーのコンサートでの写真やテレビ出演中の写真などに比べて、最後の12ページでこれまでで最も多くのファンが読むことになったお宝情報本を、お宝情報本に入れることになりました。また、このお宝情報本は、1000万円の価値があります。

お宝情報本は、数々の芸能人に関するお宝情報を持っている有名な雑誌です。内容は、女性アイドルグループ「D5（ディファイブ）」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

今週、ジョービーでは、ファンからの問い合わせで、「D5」と同じように「D5」のメンバーの噂や恋愛関係の噂など、多くの人気が集まっています。人気がある「D5」のメンバーも、このお宝情報本に人気があり、買っていました。

そこで、いろいろお宝情報本を、メンバーのコンサートでの写真やテレビ出演中の写真などに比べて、最後の12ページでこれまでで最も多くのファンが読むことになったお宝情報本を、お宝情報本に入れることになりました。また、このお宝情報本は、1000万円の価値があります。

授業風景



ですので、各学校への消費者講座の案内や周知に力を入れたいと思っているところなのですが、一方で、当会はお金がないからと、毎年秋ごろ都内の高校に送っていた消費者講座のパンフレット送付のための郵送費用の予算も削られてしまいました。講師の日当についても、たびたび減額の話が持ち上がりますし、消費者講座の意義は大きいはずなのに、逆風が吹いているように感じます。

朝妻：トレンドはすごくあると思います。いじめ予防授業は今、トレンドが来ているので、伸びているんですけども、東京都教育委員会が作っているいじめ防止の冊子に、いじめ予防授業などを使えと書いてあるんです。

学校は今、いろいろな外部の授業があって、弁護士会だけじゃないので、そういう意味でトレンドじゃないと申込みが来なくなるのかなと思います。

山本：性平等委員会は正直、あんまり数が減ってないんですよね。それはリピーターがすごくしっかりしているんですよ。主に養護教諭の方、いわゆる保健の先生にうちの委員会がアプローチして、デートDV、セクシュアル・マイノリティ、ハラスメントを教えますということを言ったら、すごく養護の先生に大人気になって、その先生方がその学校にいる限り、ずっと毎年、申し込んでくださっています。その先生がよその学校に変わっても、その学校から申し込んでくださって、あとは前にいた学校にも引き継ぎをしておいてくださったりして、それでどんどん増えていくという感じなんですよ。

ですから、トレンドというのはもちろんあるんですけど、現場の先生の声からすると、今、子どもたちに必要な授業ということで、お申込みが来ますね。セクシュアル・マイノリティも一時的ブームに終わらずに、ずっと来ているというところはあります。

木下：一度授業をしていただいて、良さとか意義を実

感していただいた先生がリピーターになるというのは、法教育委員会も同じですね。指導主事の先生から言われたのは、自分が大学で教員免許を取ったときに習ってないことが教科書に入ってきてちゃって困っているということを強調しておられたので、その声を拾っていくというのは、授業を増やす方法の一つになりそうです。

法教育の今後の課題と展望

司会：最後に今後の法教育の課題、展望をお聞きしたいと思います。

木下：どれだけ多くの生徒さんに法律を知ってもらいか、弁護士を知ってもらい、そのためにはどのようにして委員会活動を、当会としての活動を広げていったらいいのかということが、やはり一番の課題だと思います。

これは委員会というよりも個人的な発想ではあるんですけど、子どもに教えに行く前提として、学校の先生たちに法律、法教育を理解してもらって、それをもとに法教育授業を取り入れてもらっているというようなことを考えていくと、もしかしたら広げやすくなるのかなというふうには考えています。

朝妻：やはり楽しんでやりたいというのがありますので、何か一つの新しい授業をつくるときに、仲間内でいろいろ、こうがいいんじゃない、ああがいいんじゃない、と話しながら授業をつくって、実際、授業をやって、どうだった？ というような話をすると、講師の方としてもすごく楽しいんですね。皆さんがそういう楽しさを実感できるような、人と人との繋がりを委員会内でもつくって、新しい授業をつくっていくということがすごく、続けていくという意味では重要なことと思っています。

あとはずっと続けるためには、その人が伝えたい



ことがあるというのが重要で、いじめについて伝えたいというだけではなくて、個人の尊重だとか、弱者救済だとか、多様な文化を受け入れるとか、対話をするのが大事なんだとか、そういう弁護士ならではの思いがあるということがすごく大事だと思っています。

大石：派遣する講師の確保というのは、非常に問題にはなっていると思っています。

一昔前、私が法教育部会に入ったころであれば、弁護士側のメリットというところで、スキルが上がるよとか、人前で話すというなかなかない経験ができるし、そのうちセミナーをやるかもしれないでしょうみたいな話がありました。そういうところをどう70期代の委員に伝えていくのか。60期代はまあまあいるんですけど、70期代で実動してくれている委員が多いと言われると、たぶん数えるぐらいだろうなと思います。むしろ上の期の委員は熱心にやってくださったりとか。そこを何とかしないと、せっかく件数が増えても、授業が続けられなくなる。

佐伯：2022年に高等学校学習指導要領が改訂になってから、「高校での金融教育が必須化」などとメディアで騒がれています。この「金融教育」の流れにどう対応していくかが大きな課題だと思っています。2024年10月からJ-FLEC（金融経済教育推進機構）による講師派遣がスタートしましたが、業界団体側の講師が講義をすれば、その内容はどうしても投資偏重、投資ありきに偏るのではないかと懸念があり、今後私たちの側はどう活動していくべきかと。

山本：性平等委員会では、依頼は多いんですけど、やっぱり皆さんと同じで、委員の確保がなかなか難しいという課題はあります。ただ、そこで新しい人を獲得するには、やっぱり日当がしっかりしていないといけないというのはありますね。若手が日当をもらえるんだったら行ってみようかなと思えるような。

もう少し、法教育というものにこれだけの価値があるんだということを理解していただいて、予算を付けていただきたいというのはあります。1回の授業に弁護士が1人で行くことが最近増えてきてしまったんですけど、例えば高校入試が終わって、眠い眠いと思っている子どもたちを引き付けるのって、1時間でも大変なんですよ。弁護士が2人いて、それで掛け合いをしながらやると、子どもたちも興味を引かれたりするので、やはり弁護士2人は最低派遣したいというのがあるんです。

朝妻：日当の話は本当に切実ですね。授業案を作るのって、すごく労力が必要なんですよ。日当がほぼなく、その中で授業案を作る、その労力をなくすと、同じ授業をずっとやることになって、つまらないんです。そうすると人が出ていってしまうという負のループになるので、すごく重要だと思います。

大石：アソシエイトの立場だと、ボスに説明しやすいんですね。日当がこれだけ出るから、ちょっと行ってみますみたいな。若手にとって、例えば1万円出れば、ちょっとお一っとなるんですけど、それから減っていくと、インパクトがやっぱりという。

松尾：法教育というのが、普段の業務とまったく結び付かない、法教育と普段の仕事は別のものという弁護士が多いと思います。でも、法教育にかかわることによって獲得できるスキルって、普段の業務に活かせることが多い。それは踏み込まないと分からない。そういうことを伝えていくべきです。

単に委員会に協力してよかったね、子どもたちに喜んでもらってよかったねではなくて、そこで持ち帰ったものが、将来的には自分の能力とかスキル面の投資になるんだということが、もうちょっと整理されて、語られるといいのかなと思います。

司会：本日は大変有意義なお話をいただき、有り難うございました。

3 資料：法教育プログラム一覧

弁護士が出張授業を行います



体験型


裁判員ってどんな仕事？


有罪？無罪？
―刑事模擬裁判


裁判をやってみよう
―民事模擬裁判


ルール作りを
体験しよう！


刑事裁判を見てみよう

弁護士による出張授業を行います。
授業の詳細は、このパンフレットおよび下記
ウェブサイトをご覧ください。
授業によっては、学校のニーズに合わせた授業
を提案いたしますので、ご相談ください。

<https://www.toben.or.jp/manabu/>
(東京弁護士会HP 「法教育プログラム」)



申込手順

- 1 学校でプログラムを決める。
実施を希望するプログラムの内容、時期、人数
等を決めてください。
- 2 申込みを行う。
ウェブまたはFAXにてお申し込みください。
※電話での申込みは、受け付けていません。

- ウェブ申込みページはこちらです。
<https://ws.formzu.net/fgen/S385969478/>



- FAX申込み用紙は、上記ウェブサイトからダウンロードするか、このパンフレットの巻末申込書をご利用ください。

申込受付後、東京弁護士会法教育総合センター
から受付のご連絡をいたします。

講義型




いじめ予防授業


デートDVについて
考えよう


少年事件と
少年非行を学ぶ


犯罪の被害者支援に
おける弁護士の仕事


違法バイト・薬物・SNS
の怖さを知ろう


18歳選挙


働く前に知っておこう
―労働のルール


消費者問題って
なんだろう


セクハラ


性の多様性


「多文化共存社会」
の実現に向けて


「難民」から見る日本


環境について考えよう


憲法出前講座
―憲法ってなんだろう


弁護士の仕事・司法制度ってなんだろう

費用について

- いじめ予防授業は有償です。
講師1名につき1コマ税込1万1千円。
初回利用など事情がある場合は応相談。
保護者講演は授業とは別に費用が必要です。
- その他の授業は、謝礼の有無にかかわらず、実施を
検討いたします。
- 模擬裁判では小道具の返送費用をご負担いただきます。

【 対応教科・領域一覧 】

こんな授業で利用できます！ 発達段階に応じた法教育を行います！

カ テ ゴ リ	プログラム名称	掲 載 頁	国 語	社 会	保 健 体 育	家 庭 科	学 級 活 動	道 徳	総合的学習				生 活 指 導	特 別 活 動
									全 般	生 活	キ ャ リ ア	ク レ ィ シ ョ ン		
体 験 型	裁判員ってどんな仕事？	3		○			○	○	○		○	○		
	刑事模擬裁判 ～刑事裁判をやってみよう！～	3	○	○				○	○		○	○		○
	民事模擬裁判 ～民事裁判をやってみよう！～	4	○	○				○	○		○	○		○
	ルール作り ～みんなが納得できるルールを考えよう！～	4		○			○	○		○	○	○		○
	刑事裁判傍聴 ～刑事裁判を見て考えよう！～	5		○				○	○		○			○
講 義 型	弁護士による犯罪被害者支援 ～もしあなたが犯罪の被害にあったら～	5		○			○	○	○				○	○
	憲法ってなんだろう ～憲法出前講座～	6		○						○				
	18歳選挙と選挙権の大切さ	6		○			○		○					
	環境問題出前授業 ～持続可能な社会に向けて～	7		○		○	○	○	○	○			○	○
	働く前に知っておこうー労働のルール	7	○	○	○	○		○			○			
	反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために ～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～	8		○	○		○	○	○	○			○	○
	ストップ！消費者被害 ～被害者・加害者にならないために～	8		○		○	○	○	○				○	○
	少年事件と少年非行を学ぶ	9		○			○	○	○				○	
	いじめ予防授業 ～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～	9		○			○	○	○				○	
	デートDVについて考えよう	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	しない・させないセクシュアルハラスメント	10		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	性の多様性について考えよう	11		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	「難民」から見る日本	11		○			○	○	○					
	多文化共生社会に向けて	12		○			○	○	○					
個 人 参 加 型	職業紹介 ～弁護士の仕事を知ろう！～	12		○							○			
	(1) 夏休みジュニア・ロースクール (2) オータムスクール (3) 冬休み裁判傍聴会	13	○	○				○	○					○

* 法教育パンフレット https://www.toben.or.jp/file/houkyouikumenu_202506.pdf